

福岡県公報

平成18年3月15日
第2508号

目次

告示(第493号-第522号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	1
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	2
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	4
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務の廃止	(水産振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知		

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	5
○築上郡上毛町の人口	(治山課)	6
○土地改良区の定款の変更の認可	(地方課)	6
○土地改良区の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農地計画課)	6
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	6
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	7
○都市計画事業の認可	(下水道課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課)	8
○救急病院の認定	(医療指導課)	9
○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10

公安委員会

○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	10
-------------------------	-----------	----

収用委員会

○土地収用法に基づく裁決手続の開始	(用地課)	11
-------------------	-------	----

再掲

○町の町の区域の設定	(地方課)	12
------------	-------	----

正誤

○福岡県税条例の一部を改正する条例(平成十五年福岡県条例第三十七号)中正誤		13
---------------------------------------	--	----

告示

福岡県告示第493号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 まごころ

(2) 代表者の氏名

吉田 弘

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市新町10番60号 全日自労働労福祉会館内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者および障害者等に対して、介護保険法に関する事業や障害者自立支援法に関する事業及び日常生活の手助けを行い、高齢者および障害者等ひとりひとりにとっての安心、安全なまちづくりや失業者の雇用機会の増進に努め、社会全体に寄与することを目的とする。

福岡県告示第494号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人すみれ

(2) 代表者の氏名

長田 洋子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市勝立458番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や地域住民に対して、相互扶助精神に基づいた「ふれあい社会づくり」をスローガンに、在宅福祉サービスに関する事業や、地域福祉を支援する活動を通して、創造的な福祉社会を形成していくと同時に社会全体の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第495号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年2月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人静和会

(2) 代表者の氏名

和田 正博

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市大字大日寺414番地の119

(4) 定款に記載された目的

この法人は高齢者及び障害者とその家族に対して相談及び介護に関する事業を行い、高齢者や障害者が安心して生活ができ、社会参加ができるような福祉の推進に

寄与することを目的とする。

福岡県告示第496号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（道路台帳）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市小倉南区	平成18年3月6日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第497号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業下小山田地区確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
築上郡築上町	平成18年2月22日から 平成18年3月24日まで

福岡県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（安瀬7号線道路地形測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市若松区大字安瀬地内	平成18年2月27日から 平成18年3月31日まで

福岡県告示第499号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成2年6月29日農林水産省告示第852号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びにうきは市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第500号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和46年3月15日農林水産省告示第441号（5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第501号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和60年6月4日農林水産省告示第840号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年1月31日農林水産省告示第88号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第503号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成8年4月24日農林水産省告示第588号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第504号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年7月22日農林水産省告示第1108号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第505号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき大和漁業協同組合に委託していた福岡県沿岸漁業改善資金貸付規程（昭和55年1月福岡県告示第111号）による沿岸漁業改善資金の償還金等の徴収事務は、平成18年3月1日をもって廃止したので告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県告示第506号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市八幡東区大字大蔵字大河原2260
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第507号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月11日農林水産省告示第1155号（3及び5に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに大牟田市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第508号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉穂郡庄内町大字元吉字タラ山101の12
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第509号

平成17年10月11日から築上郡新吉富村及び同郡大平村を廃し、その区域をもって築上郡上毛町を置いたことに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1

項の規定に基づき、築上郡上毛町の人口を次のとおり告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

築上郡上毛町 8,173人

福岡県告示第510号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
三潨郡三潨全町土地改良区	18・3・3

福岡県告示第511号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
柳川都市計画道路事業 3・4・3号三橋筑紫橋線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県柳川土木事務所 柳川市三橋町今古賀8番1号
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第512号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉郡朝倉町大字宮野及び大字須川 (宮野地区)	平成18年3月6日

福岡県告示第513号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施行者の名称

大刀洗町

2 都市計画事業の種類及び名称

大刀洗都市計画下水道 大刀洗公共下水道

3 事業施行期間

平成14年12月18日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第514号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成16年3月福岡県告示第630号福岡都市計画下水道事業福岡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

1 施工者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画下水道事業福津公共下水道

3 事業施工期間

昭和40年7月28日から平成23年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年3月31日福岡県告示第630号の事業地に福津市字尾根ノ丁、字恵下ノ下、字大裏、字割畑及び字朝ヶ谷の各字の全部、福津市字竹尾、字糸ヶ裏、字指原、字牟多田及び字蓮鳥の各字の一部、福津市福岡南一丁目及び福岡南二丁目の各丁目の全部、福津市上西郷タカミの全部、福津市上西郷字ニホンスギ、字ワキ、字クラカケ、字クニモト、字ニシノウラ、字ヲヲヤ、字ミノフチ、字トリコエ、字カトタ、字ミズマチ及び字ヒワタシの各字の一部、福津市手光南二丁目の一部、福津市手光字赤壤の全部、福津市手光字穂畝町、字道辻、字長畑、字立花木、字手光、字馬場、字瀬戸口、字山中、字大神、字平原、字海祖、字持田、字古野及び字裏谷の各字の一部の区域を加える。

福津市字大門、字才崎、字目蒔、字草場及び字貴舟の各字の全部、福津市字四角、字根木町、字中ノ丁、字大坪、字田中及び字葉下田の各字の一部、福津市上西郷字タナカ及び字ジョウの各字の全部、福津市上西郷字ミギワ、字マ子キ、字リウズ

、字ニシサキ、字ヲベタ、字ハタエ、字ヒウチイシ及び字アカサカの各字の一部、
福津市中央一丁目及び五丁目の各丁目の全部、福津市中央六丁目の一部、福津市手
光字酒屋、字榎町、字石橋、字池田及び字大人の各字の一部の区域を変更する。

- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第515号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年9月17日農林水産省告示第1464号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び宗像市役所に備
え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第516号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年7月22日農林水産省告示第1109号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び志摩町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第517号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年1月17日農林水産省告示第81号
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び志摩町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年6月4日農林水産省告示第848号（1及び2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課並びに宗像市役所及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第519号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地	有効期間
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町13-1	平成18年3月1日から平成21年2月28日
上野外科胃腸科病院	糟屋郡志免町志免2-10-20	
長田病院	柳川市下宮永町523-1	

福岡県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉穂郡嘉穂町大字桑野610番1先から同郡同町大字桑野4239番1先まで	12.4 ～ 38.0	1,126.0
			前	同上	12.4 ～ 57.0	780.0
			後	同上	7.5 ～ 46.5	1,126.0
			後	同上	12.4 ～ 57.0	780.0
飯 塚	一般 国道	211号	前	嘉穂郡嘉穂町大字桑野610番1先から同郡同町大字桑野4239番1先まで	7.5 ～ 38.0	1,126.0
			前	同上	12.4 ～ 57.0	780.0
			後	同上	12.4 ～ 57.0	780.0
飯 塚	県 道	飯 塚 間 線	前	飯塚市大字幸袋56番2先から同市大字庄司1050番1先まで	25.0 ～ 89.0	4,050.4
			前	同上	25.0 ～ 110.6	4,050.4

福岡県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	飯塚間線	飯塚市大字庄司1004番1先から 同市大字庄司1050番1先まで

福岡県告示第522号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年3月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年1月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人 臨床応用科学
- (2) 代表者の氏名
朔 啓二郎
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市城南区七隈七丁目45番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び医療関係者にとって必要で安心できる医学と医療のあり方の研究、啓発、教育及び指導を行い、もって地域医療の増進及び医学・薬学の

振興に寄与することを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成18年3月15日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県朝倉警察署の部八幡町交番の項中「八幡町交番」を「甘木交番」に改め、同表福岡県久留米警察署の部善導寺交番の項中「善導寺町飯田387番地の13」を「善導寺町飯田387番地13」に改め、同部東櫛原交番の項中「東櫛原町1428番地の1」を「東櫛原町1428番地1」に改め、同部御井町交番の項中「御井町606番地の1」を「御井町606番地1」に改め、同部上津町交番の項中「上津町1923番地の7」を「上津町1923番地7」に改め、同部荒木駅前交番の項中「荒木町白口3001番地の50」を「荒木町白口3001番地50」に改め、同部大善寺交番の項中「大善寺町夜明1058番地の6」を「大善寺町夜明1058番地6」に改め、同部八丁島駐在所の項中「宮ノ陣町若松2371番地の3」を「宮ノ陣町若松2371番地3」に改め、同部草野駐在所の項中「草野町草野340番地の2」を「草野町草野340番地2」に改め、同表福岡県うきは警察署の部田主丸交番の項中「田主丸町田主丸407番地の1」を「田主丸町田主丸407番地1」に改め、同部竹野駐在所の項中「田主丸町竹野1877番地の1」を「田主丸町竹野1877番地1」に改め、同表福岡県城島警察署の部新町交番の項中「城島町城島187番地の6」を「城島町城島187番地6」に改め、同部玉満交番の項中「三瀨町玉満2386番地の2」を「三瀨町玉満2386番地2」に改め、同部青木島駐在所の項中「城島町青木島62番地の1」を「城島町青木島62番地1」に改める。

別表第2中「大字曾根2650番地」を「空港北町6番地」に改める。

附 則

この規則中別表第1 福岡県久留米警察署の部善導寺交番の項、東櫛原交番の項、御井

町交番の項、上津町交番の項、荒木駅前交番の項、大善寺交番の項、八丁島駐在所の項及び草野駐在所の項、福岡県うきは警察署の部田主丸交番の項及び竹野駐在所の項並びに福岡県城島警察署の部新町交番の項、玉満交番の項及び青木島駐在所の項の改正規定並びに別表第2の改正規定は平成18年3月16日から、別表第1福岡県朝倉警察署の部八幡町交番の項の改正規定は同月20日から施行する。

収用委員会

福岡県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成18年3月15日

福岡県収用委員会

- 起業者の名称
福岡県
- 事業の種類
一般国道496号改築工事（豊津犀川バイパス・福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原地内から同県同郡同町大字光富字ナメラ地内まで及び同県同郡犀川町大字内垣字山口地内から同県同郡同町大字木井馬場字宮ノ上地内まで）
- 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

土地の所在	地番	地目	地積〔（ ）は公簿地積〕
福岡県京都郡犀川町大字木井馬場字ウド	542番	山林	1,178.05（1,177）平方メートルのうち収用しようとする土地の面積1,151.86平方メートル

（注）地積は、起業者が土地収用法第36条及び第37条第1項の規定により作成した土地調査書に基づくものである。

- 土地所有者の氏名及び住所

不明

ただし

登記名義人 野口松五郎の相続人（別表のとおり）

又は

野口早雄

福岡県京都郡犀川町大字木井馬場604番地

- 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 裁決手続の開始を決定した年月日
平成18年3月3日

別表

登記名義人 野口松五郎

福岡県京都郡犀川町大字木井馬場604番地

相続人

氏名	住所
野口愛子 （持分6分の1）	RUA PRINCIPAL DA COTIA, 7670-COTIA CAIXA POSTAL 29 MUNICÍPIO SÃO JOSÉ DOS PINHAIS PARANÁ-BRASIL
三牧マチコ （持分6分の1）	RUA ESTELIA DE SOUZA MAGALDI, 86-PARQUE DOROTÉIA PEDREIRA-SÃO PAULO SÃO PAULO-BRASIL
マリア・野口・稲益 （持分6分の1）	RUA 7 DE SETEMBRO, 642 ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
ラウロ・野口 （持分48分の1）	AVENIDA JOSÉ BONIFÁCIO, 704 AP. 63-B CENTRO ARARAQUARA SÃO PAULO-BRASIL
キヌエ・野口 （持分48分の1）	AVENIDA JERIMANDUBA, 666 AP. 36-A ED. ADRIANA JARAGUÁ SÃO PAULO SÃO PAULO-BRASIL
ヤチヨ・野口 （持分48分の1）	RUA MAJOR SALVADOR RUFINO, 207 CENTRO ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL

ジョルジ・野口 (持分48分の1)	AVENIDA JOSÉ NOGUEIRA NEVES, 1226 JARDIM ARANGÁ ARARAQUARA SÃO PAULO-BRASIL
サチカ・野口 (持分48分の1)	AVENIDA JERIMANDUBA, 666 AP. 36-A ED. ADRIANA JARAGUÁ SÃO PAULO SÃO PAULO-BRASIL
ノボル・野口 (持分48分の1)	RUA AUGUSTO AMARAL, 545 ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
ハチロー・野口 (持分48分の1)	静岡県磐田市福田中島679 レオパレス静岡2-102
キヨミ・野口 (持分48分の1)	AV. GUILHERME GOMES MINISTRO NO 238 LOTE 7B-Q41-PARQUE RESIDENCIAL SÃO PAULO-ARARAQUARA SÃO PAULO-BRASIL
トチエ・野口 (持分42分の1)	RUA MAESTRO MARZAGÃO, 090 PARQUE SANTO ANTONIO SANTO AMARO SÃO PAULO-BRASIL
ネルソン・ミツル・野口 (持分42分の1)	RUA DR. PAULO SÉRGIO URSOLINO, 4898 BAIRRO REDONDO ALTA FLORESTA D'OESTE RONDÔNIA-BRASIL
カオル・野口 (持分42分の1)	RUA DR. PAULO SÉRGIO URSOLINO, 4898 BAIRRO REDONDO ALTA FLORESTA D'OESTE RONDÔNIA-BRASIL
ミドリ・野口 (持分42分の1)	RUA EXPEDICIONÁRIO, 713 BAIRRO CENTRO CAPÃO BONITO SÃO PAULO-BRASIL
ミツエ・野口 (持分42分の1)	RIACHO GRANDE SÃO BERNARDO DO CAMPO SÃO PAULO-BRASIL CAIXA POSTAL : 7022
フミコ・イザベル・野口 (持分42分の1)	RIACHO GRANDE SÃO BERNARDO DO CAMPO SÃO PAULO-BRASIL CAIXA POSTAL : 7022

カズオ・稲益 (持分36分の1)	RUA GENERAL SETEMBRINO DE CARVALHO, 375 JARDIM DAS AMÉRICAS CURITIBA PARANÁ-BRASIL
ジョアン・稲益 (持分36分の1)	RUA TIRADENTES, 490 VILA OSÓRIO ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
クラウディオ・稲益 (持分36分の1)	RUA CATULO DA PAIXÃO CEARENSE, 378 JARDIM DA SAÚDE SÃO PAULO-BRASIL
エディテ・シズエ・稲益 (持分36分の1)	RUA MÁRIO CONTIERI, 539 JARDIM CLAUDINA ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
クロビス・ススム・稲益 (持分36分の1)	RUA ITAPORANGA, 601 CENTRO ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
ジュディーテ・ミチコ・稲益 (持分36分の1)	RUA MÁRIO CONTIERI, 539 JARDIM CLAUDINA ITARARÉ SÃO PAULO-BRASIL
マルシオ・ヒロシ・ホンダ (持分84分の1)	RIACHO GRANDE SÃO BERNARDO DO CAMPO SÃO PAULO-BRASIL CAIXA POSTAL : 7022
レイラ・ハルコ・ホンダ (持分84分の1)	RIACHO GRANDE SÃO BERNARDO DO CAMPO SÃO PAULO-BRASIL CAIXA POSTAL : 7022

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第430号の9

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福智町長職務執行者から次のように福智町の大字の区域を廃し、その区域をもって町の区域を新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成18年3月6日

福岡県知事 麻 生 渡

次のとおり大字の区域を廃止し、その区域をもって新たに町の区域を設定する。

1 廃置分合前の田川郡赤池町の区域に関するもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字赤池	赤池
大字市場	市場
大字上野	上野

2 廃置分合前の田川郡金田町に関するもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字金田	金田
大字神崎	神崎

3 廃置分合前の田川郡方城町に関するもの

廃止する大字の区域	新たに画する町の区域
大字伊方	伊方
大字弁城	弁城

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	回上番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
15・10・17	2161①	条 例	37	4	○		後 2 から		法第七十二条の五第一項各号	法第七十二条の五第一項各号

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)